

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気関係報告規則第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況の変更を別紙のとおり届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL
電気主任技術者等の氏名	(選任又は外部委託 (電気保安法人又は電気管理技術者) の別)
電気主任技術者等の連絡先	TEL

(その他参考となるべき事項)

--

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 21 条第 2 項に基づく情報の提供及び同法第 6 条第 1 項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第 8 条で定める市へ提供することがあります。

(別紙)

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況

氏名（法人にあつては名称）

事業場の名称

(電気工作物に係る事項)

通し 番号	種類	定格 容量	製造 者名	表示 記号 等	使用 状態	製造 年月	設置 年月	廃止 予定 年月	備考

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 21 条第 2 項に基づく情報の提供及び同法第 6 条第 1 項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第 8 条で定める市へ提供することがあります。

(以下の備考及び具体的な記載方法等は、届出書を作成する際、削除して差し支えありません。)

- 備考 1 別紙の表には、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物一個につき一行ずつ記載すること。
- 2 別紙の表の「廃止予定年月」の欄には、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）に基づく告示で定める期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかな場合にあつては、これを証する書類を添付し、当該書類で定められた廃棄予定年月を記載すること。
- 3 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

具体的な記載方法等

- 一 事業場の名称及び所在地の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置場所等を記載すること。
なお、OFケーブルにあつては、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端がある場所を記載すること。
- 二 その他参考となるべき事項の欄については、事業場に関する事項の各欄について、前回届出時以後に変更した事項があつた場合、変更事項ごとに、変更年月日及び変更内容がわかるように記載すること。
- 三 別紙の電気工作物に関する事項の各欄については、当該年度の前年度末に設置している又は予備として有している高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物について記載すること。
また、当該年度の4月1日から6月30日までの間に行う管理状況届出の提出日までに廃止したものについては、廃止年月日を廃止予定年月の欄に記載し、廃止届出を行ったものについては、備考の欄に「廃止届出済」と記載すること。
- 四 種類の欄には、以下の電気工作物の種類に対応する番号を記載すること。
- (1) 変圧器（柱上変圧器を除く。）
 - (2) 電力用コンデンサー
 - (3) 計器用変成器
 - (4) リアクトル
 - (5) 放電コイル
 - (6) 電圧調整器
 - (7) 整流器
 - (8) 開閉器
 - (9) 遮断器
 - (10) 中性点抵抗器
 - (11) 避雷器
 - (12) OFケーブル
 - (13) 柱上変圧器
- 五 製造者名の欄には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24)その他を選択した場合は、具体的な製造者名を、その他参考となるべき事項の欄に記載すること。
- (1) 株式会社愛知電機工作所
 - (2) 富士電機製造株式会社
 - (3) 株式会社日立製作所
 - (4) 北陸電機製造株式会社
 - (5) 株式会社明電舎
 - (6) 三菱電機株式会社
 - (7) 日新電機株式会社
 - (8) 大阪変圧器株式会社
 - (9) 株式会社高岳製作所
 - (10) 東光電気株式会社
 - (11) 中国電機製造株式会社
 - (12) マルコン電子株式会社

- (13) 二井蓄電器株式会社
- (14) 東京電器株式会社
- (15) 松下電器産業株式会社
- (16) 日本コンデンサ工業株式会社
- (17) 株式会社関西二井製作所
- (18) 株式会社指月電機製作所
- (19) 株式会社帝国コンデンサ製作所
- (20) 古河電気工業株式会社
- (21) 東京芝浦電気株式会社
- (22) 日立コンデンサ株式会社
- (23) 株式会社西島電機製作所
- (24) その他

六 別紙の廃止予定年月の欄については、現に設置している又は予備として有している高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の廃止予定年月が、平成 28 年経済産業省告示第 237 号第 2 条の期限（以下「期限」という。）内となるよう設定すること。また、廃止予定年月を、期限を超えた日に設定する場合にあっては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 18 条第 2 項第 2 号に規定する「前号に掲げる要件に該当することを証する書類」に相当する書類をいう。その際、当該書類に記載されている廃棄予定年月を廃止予定年月とみなす。